

第10回京都府肝炎対策協議会 開催概要

1 日時

平成30年11月22日（木）午後3時から午後4時10分まで

2 場所

京都ガーデンパレス 葵

3 出席者（所属団体順）

肝炎対策協議会委員 11名

上田 佳秀 京都大学大学院医学研究科 講師（消化器内科学）
山口 寛二 京都府立医科大学大学院医学研究科 講師（消化器内科学）
松田 義和 一般社団法人京都府医師会 理事
北島 則子 公益社団法人京都府看護協会 第一副会長
中嶋 俊彰 済生会京都府病院 名誉院長（京都府感染症対策委員会 肝炎部会長）
香川 恵造 一般社団法人京都府病院協会 会長
富士原 正人 一般社団法人京都私立病院協会 副会長
田中 征一郎 京都肝炎友の会 世話人
小澤 知嘉子 京都市保健福祉局医療衛生推進室健康安全課 感染症予防担当課長
中山 和恵 亀岡市健康福祉部健康増進課 副課長 兼 医療係長事務取扱
時田 和彦 乙訓保健所 所長

ほか 傍聴者 7名

4 議題

- 京都府肝炎医療コーディネーター制度について
- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

5 内容

<概要>

以下について意見が出された。

- ・ 肝炎コーディネーターの名称について
- ・ 認定証の発行名義について
- ・ コーディネーター名簿の公表範囲及び方法について
- ・ 認定の有効期限について

(1) 挨拶（渡邊保健医療対策監）

(2) 協議事項

前回に引き続き、済生会京都府病院名誉院長（京都府感染症対策委員会 肝炎部会長）の中嶋委員を座長とし、京都府肝炎医療コーディネーター制度について事務局から資料1に基づき説明。

協議事項についての意見・質疑等

<名称について>

(委員意見) 啓発担当をサポート、医療担当をコーディネーターとしたほうがわかりやすいのでは。

(委員意見) 杉良太郎氏らが務める「知って肝炎サポーター」と混同するのでコーディネーターのほうがよい。

(委員意見) 厚生労働省が名称を示している中、敢えて異なる名称をつけるのは一般の患者にとってはわかりにくい。

(事務局) → 他府県でも様々な名称がつけられており、必ずしも統一されていないのが現状ではある。

(委員意見) → 様々な名称があるのはややこしいので、国の示しているとおりのコーディネーターでよいのでは。

(委員意見) → コーディネーターでもサポーターでも、各自が自分の役割をしっかりと認識できればよいのでは。

<対象者について>

(委員意見) どの職能団体に募集をかけるかは誰が決定するのか。行政に一任することになるのか。

(事務局) → 具体的な団体名の提案があれば、この場で是非ご意見を賜りたい。制度開始時は事務局もしくは会長に一任いただければと思う。民間企業については、どの範囲に案内を行うのか、今後整理が必要。

<認定証について>

(委員意見) 認定証にも有効期限を記載するのか。

(事務局) → 貴見のとおり。具体的な日付ではなく、「認定年度の翌々年度末まで」と記載することを想定している。

(委員意見) → 年度末までの期限であれば、「(認定日) から〇年3月31日まで」と記載した方がわかりやすいのでは。

- (委員意見) 認定証の発行名義が知事ではなく健康福祉部長である理由は。
(事務局) → 認定証の発行名義を京都府知事とすると、試験の水準を高くしなければならない。広く様々な職種の方を認定できるよう、試験は最低限の知識を問うものとし、健康福祉部長名での認定証を発行することとしたい。
(委員意見) → 他都道府県は知事名義の認定証を発行しているところが多いと思う。

<コーディネーター名簿の公表について>

- (委員意見) 公表内容はこれくらいが妥当であると考えている。

(委員意見) ホームページでの周知ももちろん必要だが、肝炎患者は高齢の者が多く、それだけでは心許ない。京都府はどれだけのお金をかけてこの制度を周知していくつもりか。
→ 養成したあとの活動の場づくりも重要であると考えている。広報に注力したい。
(委員意見) → 「京都府肝炎情報ガイド」に掲載してはいかがか。

<認定の有効期限について>

- (委員意見) 例えば今日認定された者は有効期限が約2年と4ヶ月となる。少し短くはないか。4～5年が妥当ではないか。
(委員意見) → 最低でも3年はあったほうがいい。
(委員意見) → 3年くらいが適当であると考えている。
(事務局) → 意見を踏まえ、3～4年の間で整理したい。

(委員意見) 更新の際の試験は実施するのか。
(事務局) → 実施予定である。

(3) 報告事項

- 京都府肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について事務局から資料2に基づき説明。

<名称について>

- (委員意見) なぜ所得制限があるのか。本当にこの制度を必要としている患者が利用できなければ意味がない。
→ 厚生労働省が定めた要綱等に基づき全国統一で実施する事業であるが、いただいた意見を踏まえ厚生労働省に制度改正を要望していきたい。

(4) 閉会